

平成 26 年（行サ）第 10 号 不当労働行為救済命令一部取消請求上告提起事件

（原審・広島高等裁判所平成 25 年（行コ）第 26 号）

決定

上告人 有限会社平成タクシー

被上告人 広島県

同代表者兼処分行政庁 広島県労働委員会

被上告人補助参加人 スクラムユニオン・ひろしま

主文

1 本件上告を却下する。

2 上告費用は、上告人の負担とする。

理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告状及び民訴規則 194 条所定の上告理由書提出期間内に提出された上告理由書には民訴法 312 条 1 項及び 2 項に規定する事由の記載がない。

すなわち、上記上告理由書に記載された上告理由は、民法 536 条 2 項の解釈に関するもの、及び労働委員会が救済命令を発するに当たっての裁量の範囲についての解釈に関するものである。これらを、民訴法 312 条 1 項及び 2 項に規定する事由の記載であるということはできない。

よって、本件上告は不適法であり、その不備を補正することができないことが明かである（民訴法 316 条 1 項 1 号）から、これを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成 26 年 11 月 28 日

広島高等裁判所第 3 部